**様式　Ｃ２**

（貸付けの相手方向け）

機構関連事業について

○　機構関連事業について

　　機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の土地改良事業をいいます。）は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構が貸付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがあります。このことにつきましては以前確認いただいたところですが、今般、基盤整備の内容が新たに拡充されましたので、改めて説明します。

○　機構関連事業の内容について

（機構チェック欄）

　　・　機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備（これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。）、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。

　　・　事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○　留意事項について

　　・　機構から借り受けている農用地等を目的外用途に使用等した場合には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

　　　　　本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を貸し付けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手方に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（説明者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 愛知県農地中間管理機構

　　　上記内容について同意します。

　 　　　（貸付けの相手方）

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　氏 　名